

3. 高齢者

(1) 現状と課題

国連は、1982（昭和 57）年に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢化対策の指針となる「高齢化に関する国際行動計画」を採択しました。また、1991（平成 3）年の総会では「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の 5 原則が掲げられました。さらに 1999（平成 11）年を「国際高齢者年」と定め、5 原則に向けての取組が強化されました。国内では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景とした社会の高齢化が急速に進む中、「高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（ゴールドプラン^{*36}）」や「新ゴールドプラン」を策定しました。また、1995（平成 7）年には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策の基本理念や総合的な施策の基本的方向が示されました。また、1998（平成 10）年には「介護保険法^{*37}」が成立し、2000（平成 12）年からは介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度^{*37}」が始まりました。同時期に民法が一部改正され、新しい「成年後見制度^{*38}」も始まり、認知症高齢者等判断能力の不十分な人の権利擁護に関わる取組が進んでいます。さらに、2006（平成 18）年には、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者の負担軽減を図るための措置等を定めた「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法^{*39}）」が施行されました。

総務省統計局及び島根県政策企画局の人口推計によると、2019（令和元）年度における本市の高齢化率は 38.6%（県 34.3%、国 28.4%）と 2.6 人に 1 人が高齢者という状況です。

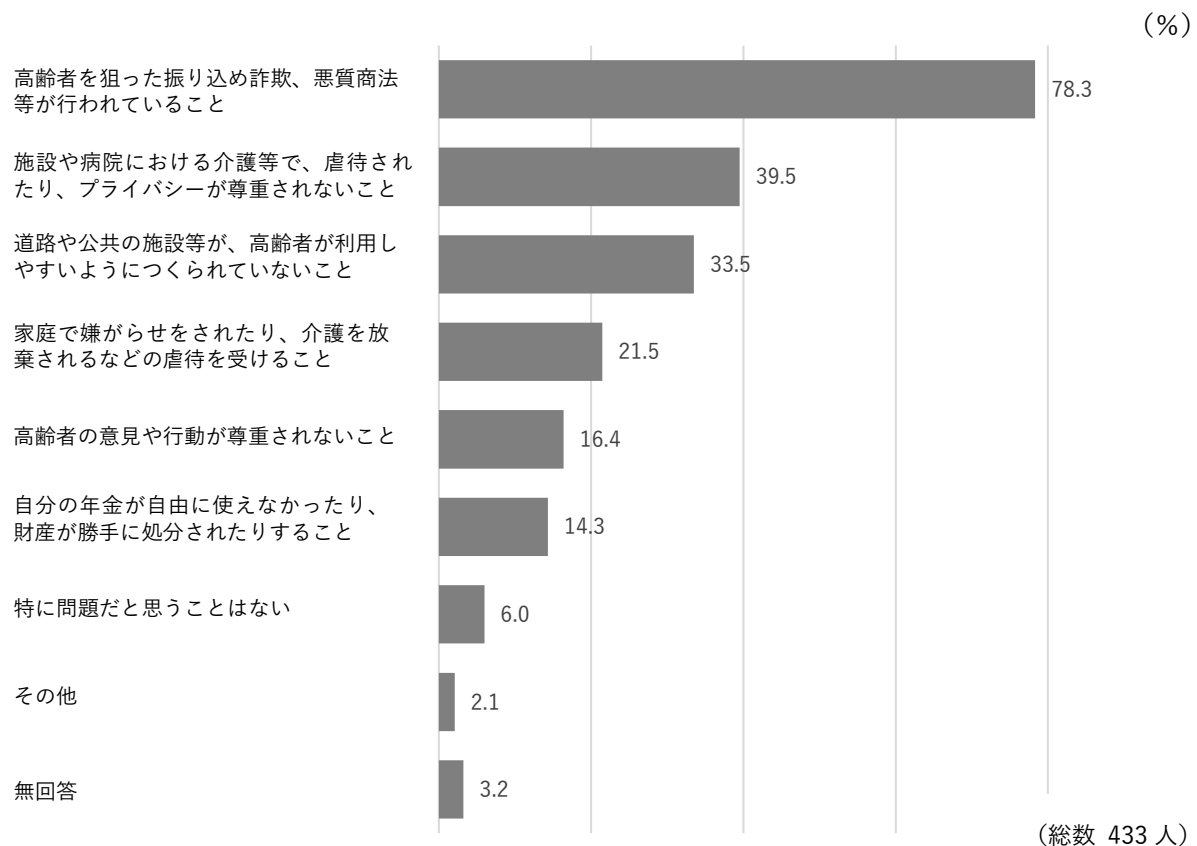
こうした状況の中、「老老介護の時代」といわれるように介護者自身が 65 歳以上であるという家庭が増えています。また、高齢者というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分確保されていない状況があります。

さらに、高齢者への身体的虐待や介護放棄をはじめ、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産面での権利侵害等も懸念されています。高齢者の就労支援や住民が主体となった居場所づくりを進めるとともに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム^{*40}」を強化し、充実させていくことが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

高齢者の人権について

問 10. 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



■「高齢者を狙った振り込め詐欺、悪質商法等が行われていること」が8割弱

高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか聞いたところ、「高齢者を狙った振り込め詐欺、悪質商法等が行われていること」が 78.3% (県 74.1%) と最も高く、次いで「施設や病院における介護等で、虐待されたり、プライバシーが尊重されないこと」39.5% (県 41.1%)、「道路や公共の施設等が、高齢者が利用しやすいようにつくりだされていないこと」33.5% (県 31.4%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市は 2018 (平成 30) 年 3 月に策定した「第 3 次江津市保健福祉総合計画」における「いつまでも自分らしく活躍できる『光齡社会』」の理念のもと、高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組むことや生きがいを持つこと、また、積極的に社会参加できる機会を身近な地域で持つことができる環境づくりと意識啓発を行います。また、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、関係機関のネットワークの構築等、支援体制の整備を進めるとともに、高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺に対しては、関係機関と連携して速やかに情報を提供するなど高齢者の消費者被害の防止に取り組めます。

（３）具体的施策

ア．生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者がいきいきと生活するためには、自ら健康づくりや介護予防に取り組むことはもとより、生きがいを持つことや積極的に社会に参加することが必要です。

高齢者の交流の場としての老人クラブやふれあいサロン等の活動充実に努めるとともに、生涯学習活動や地域コミュニティ活動を通じて高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりを支援します。

イ．高齢者の能力発揮の場の提供

豊かで活力のある社会を実現するためには、高齢者の経験と能力を積極的に活用する環境の構築が大切です。高齢者雇用の促進や待遇の改善について雇用主等の意識改革を促すとともに、高齢者に働く機会を提供するための仲介を行う「公益財団法人 江津市シルバー人材センター」等の活用や、地域づくりボランティア活動等への積極的な参加を促すよう支援します。

ウ．認知症高齢者等の地域ケア体制や相談体制の整備

認知症高齢者が示す記憶障害や妄想、徘徊等の精神症状や行動障害は、地域の人たちに戸惑いや不信感等を抱かせ、時には偏見につながることもあり、介護にあたる家族だけでは支えきれないことも数多くあります。江津市地域包括支援センターでは、高齢者やその家族を支援するため、高齢者の総合相談、地域の支援体制づくり、介護予防の援助等とともに、高齢者の権利擁護への取組も行っています。

また、浜田地区広域行政組合では、「生活者視点の地域包括ケア」を将来像の一つに掲げ、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしており、今後は、介護保険等の公的なサービスだけではなく、地域の自主性や主体性に基づき、ともに支え合う体制づくりを進め、浜田圏域及び本市の特性に応じた地域包括ケア体制の充実に努めます。

エ．高齢者虐待防止への取組

高齢者虐待は、近年、全国的に増加傾向にあり、虐待の要因についても、家族介護状況の変化による介護力の低下や生活困窮、養介護施設従事者の多忙化によるストレス等多様化しています。既存のネットワークを活用し、虐待の早期発見や未然防止に努めるとともに、養護者の負担軽減に向けた取組を行います。

用語解説

*36 ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進 10 か年戦略）

1989（平成元）年に策定された、高齢者保健福祉の推進を目的とした 10 か年計画。本計画により、在宅福祉事業が数値目標をもって積極的に進められることとなり、本計画を円滑に推進するため、1990（平成 2）年に老人福祉法等が改正され、全市町村及び都道府県が「老人保健福祉計画」を策定することが義務づけられた。これらにより、市町村において、在宅サービスと施設サービスが一元的かつ計画的に提供できるような体制が整えられた。さらに、全国の地方公共団体で作成された老人保健福祉計画の内容を踏まえて、1994（平成 6）年には、計画の内容を見直して一層の充実を図る「新・高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（新ゴールドプラン）」が策定された。

*37 介護保険法・介護保険制度

1990 年代に入り、高齢者保健福祉の基盤整備が強化されたが、我が国における急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりの高齢者増加、介護ニーズの増大が見込まれる一方で、核家族化の進展等による家族の介護機能が低下し、高齢期の介護が家族にとって身体的・精神的に大きな負担となってきた。このことを踏まえ、高齢者の介護の問題を一部の限られた問題としてとらえるのではなく、国民皆で支える仕組みとして、1997（平成 9）年に介護保険法が成立し、2000（平成 12）年 4 月から介護保険制度が施行された。被保険者を 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と、40 歳から 64 歳までの医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に分け、第 1 号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができ、第 2 号被保険者は、加齢に伴う疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。保険者は市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）であり、介護サービス費用の 9 割（所得によっては 8 割、7 割）を給付するとともに、第 1 号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営している。財源は公費 5 割、保険料 5 割。

*38 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が十分でないために、財産管理や契約・遺産分割協議等における判断が困難な人を保護・支援する制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」に分かれており、「法定後見制度」においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自ら法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることができる。

*39 高齢者虐待防止法（高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

近年、介護保険制度の普及・活用が進む一方、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設等で表面化し、社会的な問題となったことから、これを防止する目的で 2005（平成 17）年 11 月 1 日に国会において議員立法で可決・成立し、翌年 4 月 1 日から施行された。65 歳以上の者を「高齢者」と定義し、「高齢者虐待」を「養護者による虐待」と「養介護施設従事者による虐待」に分け、この法律に規定する 5 種の虐待（①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待）を防止するための国・地方自治体及び国民の責務や役割等を定めている。

*40 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。市町村においては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年に向けて、3 年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくこととされている。